

○財務省告示第三十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
令和元年五月九日に発行した利付国債の発行条件  
等を次のとおり告示する。  
令和元年六月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百五十四回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びその 十四号）第四号）第四号）第四号）第四号）  
の法律及びその 十四号）第四号）第四号）第四号）  
の法律及びその 十四号）第四号）第四号）第四号）

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あつて、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし  
、価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募

四 発行方法

五

方募

イ 入札発競争

価格を募入額により加重平均し  
て得られるものによる発行（以下「非  
競争入札発行」という。）及び  
格競争入札と同時に行われる入  
札であつて、財務大臣が各国債  
市場で特別参加者ごとに応募限  
額を定めるものによる発行（以  
下「国債市場特別参加者・第 I  
非価格競争入札発行」という。）

ハ 札発競争  
ロ 非競争入

も申込みのうち応募額を順次割り  
当てる。その応募額を案分により  
各申込みの応募額を案分により  
各申込みの応募額を案分により  
割り当てる。特別参加者ごとの  
各国債市場特別参加者ごとの  
募集限度額の範囲内において各  
申込みの応募額を割り当てる。

六

イ 発

入札発競争  
価格競争  
行額

額面金額で一兆六千九百九十四  
億円、財政法第四十一条の規  
定に基づき発行した利付国債に  
ついては、金額で九百八十  
四億三千五百四十五万九千  
運営に必要なる財源の特例に  
たぬ公債の発行の特例に関する  
る法律第三十一条の規定に基



九 振替単位

十 一 発行価格

ロ イ 一 発行価格  
非競争入札発行  
札発行及

十 二 発行競争入札  
の経過利率  
払込み

十 四 初期利率

振替法の規定による振替口座簿

令和元年五月九日

額面金額  
七銭以上  
九銭

年〇・一パーセント  
募入金決定の通知を受けた者は、  
払込金額を加え、第二次算式によ  
り算出した金額を第二号に規  
定する。期日に払い込むものとす

$$\frac{\text{額面金額の総額}}{100} \times \frac{0.1}{365}$$

令和元年九月二十日を支払期と  
し、次の算式により算出した金  
額を支払う。ただし、支払期が  
銀行休業日に当たるときは、そ  
の翌営業日に支払う。以下、そ  
号及び第十号において規定す  
る期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.1}{2}$$

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後第二期利子

令和元年五月九日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 令和十一年三月二十日 利子を払う。 六月間に属する て、その日以前 各支払期におい を支払う。 及び九月二十日 毎年三月二十日 及び九月二十日